

# 議会かながわ



神奈川県議会議長 向笠 茂幸 副議長 小川 久仁子

平成27年の議会かながわの第1回目の発行にあたり、本年の皆さまのご健勝とご多幸を、お祈りいたします。  
県議会は、県民の皆さまの負託に応えるべく、議事機関としての役割を果たすとともに、より身近な県議会となりますよう情報発信に努めてまいります。



編集・発行・お問い合わせ先  
神奈川県議会 〒231-8588 横浜市中区日本大通1  
電話 (045) 210-1111 (代表)  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/gikai/>



神奈川県議会 検索

平成27年(2015年)2月5日発行

緑のハートのマークは、県議会のマークです。緑は神奈川県を自然を表し、開かれたハートは、県議会の活動が県民の皆さまの心をつなぐたいという、願いがこめられています。

## 神奈川県手話言語条例を可決

神奈川県手話言語条例は、自由民主党神奈川県議会議員団、公明党神奈川県議会議員団、県政会神奈川県議会議員団に所属する18名の議員から平成26年12月25日に提案され、全会一致で可決・成立しました。同条例は、12月26日に公布され、本年4月1日に施行されます。



議長に条例案を提出する各会派の議員

### 条例制定の意義

「手話」が日本語や英語などの音声言語と並ぶ「言語」であることは、障害者の権利に関する条約の採択により世界的に認められ、障害者基本法にも明記されています。

一方で、手話に関する法律は、現在のところ制定されていません。また、耳の聞こえないろう者の方が、日常的に手話を使用して生活することができる環境にあるとはいえないのが現状です。

そこで、神奈川県では、県民の皆さまの手話に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境を整備していくことが必要であると考え、手話の普及等に関する施策を推進するための条例を制定しました。

### 条例の主な内容・特徴

- 「手話」が「ろう者の意思疎通及び情報の取得又は利用のための手段としての言語」であることを定めています(第1条)。
- 県の責務として、手話の普及や手話に関する教育及び学習の振興などを推進することを定めています(第4条)。
- 県に「市町村との連携・協力」に係る努力を求めるとともに、県民の皆さまには手話への理解促進、事業者には手話の使用に係る配慮についての努力義務を定めています(第5条～第7条)。
- 手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県に、手話推進計画を策定し、実施することを義務付けています(第8条)。



※条例の全文は、県議会ホームページでご覧になれます。

## 平成26年度11月補正予算等を可決

9月8日に開会した平成26年第3回神奈川県議会定例会は、12月25日に閉会しました。

11月27日には、平成25年度決算の認定などの採決が行われました。

最終日の12月25日には、国からの交付金等を原資として地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するための基金の造成や、平成27年4月に行われる県議会議員及び知事選挙の執行にあたり今年度中に準備が必要な投票用紙や選挙公報の印刷などを行うための11月補正予算を可決しました。

そのほか、神奈川県手話言語条例などを可決しました。

### 可決した主な議案の概要

- 神奈川県手話言語条例
- 神奈川県債権管理条例  
県の債権管理の一層の適正化を図るため、知事及び公営企業管理者の責務、債権の徴収、徴収の見込みのないことが明らか債権の放棄等を定める条例案を審議し、制定しました。
- 神奈川県立かながわ女性センター条例の一部を改正する条例  
かながわ女性センターの移転に伴い、名称及び所在地を変更するとともに、男女共同参画支援室の使用料新設などについて審議し、所要の改正を行いました。

## 議員定数が変わります

4月12日に行われる神奈川県議会議員の選挙から、次のように変更されます。

1 総定数が107人から105人に減少します。(選挙区の区割りに変更ありません)

2 定数を変更する選挙区があります。

横浜市青葉区 4人 → 3人 川崎市川崎区 3人 → 2人

3 選挙区の名称が変わります。

逗子市・三浦郡 → 逗子市・葉山町 高座郡 → 寒川町  
中 郡 → 大磯町・二宮町 足柄上郡 → 足柄上  
足柄下郡 → 足柄下 愛甲郡 → 愛川町・清川村

### 10月15日からの主な活動

第3回定例会

#### 決算特別委員会

平成25年度決算の審査  
10月10日から11月7日まで延べ10日間

#### 本会議 11月27日～12月17日の5日間

知事提案説明・代表質問(2面)  
一般質問(3面)

#### 常任委員会 11月27日～12月22日の4日間

諸議案の審査(3面)

#### 特別委員会 12月19日

調査

#### 本会議 12月25日

議案の審査・採決(4面)